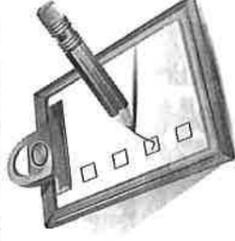


インタビュー 国税OB税理士に聞く

相続税調査で確認される点とは!?

平成25事務年度における相続税の実地調査件数は1万1909件。このうち申告漏れなどの非違があった件数は9809件で、重加算税の賦課件数は1061件だった。果たして、相続税調査ではどのような点が注視されているのか――。国税OB税理士で一般社団法人相続調査研究会主任研究員の武田恒男氏、同研究員の古原正昭氏に話を聞いた。



名義預金、名義株、多額の現金 etc

――相続税調査では、主にどんな点が確認されるのでしょうか。

武田：相続税の税務調査とは、相続人の「財産調査」です。一般的に大きな財産を形成するのは、ご自身の可処分所得と過去の相続によるものと考えられます。そのため、税務調査では過去に働いていたことがあるか、また、ご自身の財産の中で過去の相続財産はどのくらいあるのかを質問します。そして、それらを除いたものが、被相続人からの相続財産に該当する可能性が出てくるわけですが、ここでよく問題になるのが、妻や子どもとの名義となっている不相当な金額の預金です。

――いわゆる名義預金ですね。

武田：相続税の申告書が提出された後、その内容に基づき、課税当局は必要に応じて金融機関や証券会社などに照会状を発送して内容を確認します。もし、妻や子どもが無職なのに預金残高が多すぎる場合は、名義預金の可能性が高いといえるでしょう。預金口座の届出印、管理状況などを細かく調べ、預金の原資を探っていきます。

古原：調査の選定段階において、調査対象者のお金の流れはある程度把握しています。そのため、相続人にやましいことがあれば、調査官はどこまで知っているのかと不安を感じるものです。そうした緊張感が募る中でやり取りが行われますので、動揺を一切見せずに虚偽の答弁を続けられる人はほとんどいないでしょう。



古原 正昭 税理士

東京国税局では40年超資産税、税務大学校教育官(資産税担当)などを歴任。東京国税局直税部資産税課長、税務署資産税部門 上席国税調査官(調査)(評価)。2014年退官。現在、税理士、一般社団法人相続調査研究会研究員。

――お金の流れはどこまでさかのぼって確認するのでしょうか。

古原：税務署にはかなり古くからの情報が蓄積されていて、支払調書化されたものは漏れなく残っています。過去に大口の土地の譲渡などがあれば、そのお金の行方を探っていきます。相続人の中には、被相続人からの贈与の話を持ち出す人もいますが、贈与契約書もなく、過去に贈与税を申告した形跡もないケースがほとんどです。この場合、当局側は贈与ではなく貸付金として相続財産に加算するよう指摘する傾向があります。

武田：相続税調査の難しいところですが、何十年も昔の話になると、相続人も贈与の事実や財産の行方が分からないというケースも出てきます。これは名義預金に限らず、その原資や管理状況から判断して被相続人の財産と考えられる株式、いわゆる名義株についても同じことが言えるでしょう。

――名義株かどうかを判断するポイントとは？

武田：名義人に株式を購入する資金があったのか、配当金の有無、配当金がある場合には受領者は誰か、配当所得に係る所得税の申告を行っているのは誰か、株式の贈与の有無などをチェックします。特に、名義株の疑いがある場合、相続人に株主総会における議決権行使について尋ねると、実際に行っていないケースはまずありません。

古原：法人税の申告書のうち、同族会社等の判定に関する明細書(別表2)には株主と株数が記載されていますが、これは同族会社か否かを判定するもので、株主であることを証明するものではありません。しかし、これまでの株主構成の変遷を確認することができるので、これも併せてチェックしています。

――そのほか、相続税調査において注視する点がありますか。

武田：被相続人が亡くなる直前に抜けてしまった財産ですね。亡くなる2〜3カ月前から、被相続人の口座から現金が何度も引き出されているケースが多々あります。被相続人が入院し、外出することはほとんど不可能にも関わらず、調査官が預金引き出しのことを相続人に尋ねると「病室を出ていく姿を何度か見ましたが、その時にお金を引

き出したのかもしれない」などと言われる方もいます。調査官がひとつずつ指摘していくと、相続人が自分で引き出したのに「私の勘違いでした」とごまかす方もいます。

古原：被相続人が亡くなる直前のお金の動きは細かく確認しますが、過去に被相続人の預金口座から多額の現金がされていると、その行方が分からない場合、現金を隠し持っていることが考えられます。特に、地方の場合は金融機関が特定されますので、現金を隠し持つケースが多いと聞きます。中には、高額なものを購入しない限り、使い切れない金額でも、すべて生活費として使ったと言い張るような方もいましたね。相続人同士の関係が悪いと、「あそこを調査すれば現金が見つかるはずだ」などと税務署にタレこみが入ることもあります。

武田：海外資産に係る申告漏れも増えていますので、資料情報や相続人・被相続人の居住形態から海外資産の相続が想定される事案などについては、専門部署が中心となって積極的に海外資産の把握に努めています。

――過去の相続税調査で困ったことがあれば教えてください。

古原：相続人も高齢化が進み、調査官が訪問したくとも入院して面会謝絶の方や、認知症の方をいらいらさせます。調査初日は財産確認を行います。調査初日は相続人から宝石がなくなると騒がれた調査官もいるようです。その後、相続人の勘違いだと分かってくれましたが、こうしたトラブルを防ぐために、財産確認の時には調査官は必ず2人で行うようにしています。相続税調査は時間との戦いで、調査官の数も限られています。調査官の高齢化がさらに進むと、いろいろと調査に支障が出てくる場面が増えてくるかもれません。

――質問応答記録書がスタートしました。相続税調査にも影響がありますか。

武田：質問応答記録書に証拠が残りますので、相続人にとってはプレッシャーと言いますが、正直に話す方が増えていると聞きます。相続人の説明が虚偽ではないかと疑わしくても、調査官はその通りに書き留めて一度持ち帰ります。後日、その点を調べて異



武田 恒男 税理士

東京国税局調査第一部調査開発課長、同調査第二部資料調査第一課長、東京国税局課税第二部長、新宿税務署長を経て、2013年退官。現在、税理士、一般社団法人相続調査研究会主任研究員。

なる事実が分かれば、「前回の話とかなり内容が違いますが、虚偽の答弁となれば重加算税が課せられてしまいますよ」などと説明すると、大半は正直に話してくれるようです。

――最後に、相続税の申告で税理士の先生方が注意すべき点を教えてください。

武田：相続財産を故意に隠そうとする人の中には、財産の状況を把握している顧問税理士ではなく、面識のない税理士にスポットで相続税申告の仕事依頼するケースがあります。その後、税務署から申告漏れを指摘され、税理士に責任を押し付けられるようなケースも珍しくありません。すでに多くの税理士先生が実践していると思います。相続人との主なやり取り、相続人から報告を受けた財産状況などをすべて記録に残しておくことが重要といえます。

古原：相続税申告において土地の評価額は、税理士先生にとって不安な要素ではないでしょうか。一般的な住宅地だと思っても、震動や騒音といった評価のマイナス要因は意外とあるものです。しかし、そうした個別の評価減の規定は、法律にも財産評価基本通達にも書いてありません。国税当局でも定期的に職員向けの研修を行い、様々な事例を検証しています。税理士の先生方も研修会に参加したり、国税庁ホームページの質疑応答事例などを研究されている方も多いですが、もし判断が難しい場合は、セカンドオピニオンを活用するのもひとつの方法だと思います。